

喜多方市農業施設並びに同災害復旧事業 補助金等交付要綱

(目的)

第1条 農用地、農業用施設、土地改良事業等並びに農業用施設災害復旧事業を個人又は共同で施行する場合、その経費をこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率)

第2条 補助対象事業並びに非補助対象事業（市単独）又は原材料の交付は別表1～2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、事業補助金交付申請書（第1号様式）、事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 原材料の交付を受けようとする者は原材料交付申請書を提出するものとする。

3 前項に定めるもののほか市長が必要な書類等の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付申請があった場合、当該申請書類等の審査及び現地調査を行い、補助金並びに原材料の交付が適当と認めた場合には交付を決定する。

(事業計画の変更)

第5条 事業計画に変更が生じた場合には事業計画変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(着工届)

第6条 補助事業に着手した場合には、事業着工届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(完了届及び実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けたものは、事業完了した場合には、完了届（第6号様式）及び収支報告書（第7号様式）をすみやかに市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付決定を受けたものは、支払状況が確認できる書類（領収書の写し等）を添付し、当該事業完了の日から起算して14日を経過した日、又は補助金等の交付のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（第8号様式）を市長に提出するものとする。ただし、繰越をした事業については、事業完了の日から起算して14日を経過した日までに提出するものとする。

(補助金交付請求)

第8条 補助金の交付決定を受けたものは、事業完了した場合は、補助金の全額が概算払で交付された場合を除き、前条の実績報告書とあわせて補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか市長は必要な書類等の提出を求めることができる。
(概算払い)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、この要綱に定める補助金について概算払いの方法により補助金の交付をすることができる。この場合において、申請は補助金概算払請求書(第10号様式)によるものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は補助金の交付請求があった場合、当該事業の関係書類等を審査及び現地調査等を行い、条件に適合すると認めた場合にはこれを交付する。

(原材料交付)

第11条 農用地、農業用施設並びに林業用施設の災害及び応急措置のため申請に基づき交付する。

2 交付を受けようとする団体は第3条の2により申請するものとする。

3 交付決定は第4条を適用する。

(交付決定の取消)

第12条 市長は、補助金の交付決定又は原材料の交付を受けた者が、次の各号に該当する場合は交付決定を取消し又はその一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請書その他関係書類等の内容に虚偽の記載があったとき

(2) 事業内容が関係書類に適合しないとき

(3) 要綱又は市の条件に違反したとき

附 則

この要綱は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

別表 No.1

補助対象事業

事業名	負担金	備考
国営かんがい排水事業(日中ダム) (国事業) (1)ダム建設 国営開拓建設事業(雄国開パ)	受益者負担の90/100以内	負担
(国事業) (1)調整池、幹線用水路建設 (2)幹線道路舗装	受益者負担の90/100以内 受益者負担の全額	負担 負担
県営土地改良事業 (県事業) (1)県営ほ場整備事業 (2)県営かん排事業 (3)県営土地改良総合整備事業 (4)県営老朽ため池等整備事業 (5)その他の県営事業	事業費の8/100以内 (土地改良法に基づく)	負担
農道整備事業 (県事業) (1)新設、改良又は舗装	幹線農道のみとし受益者負担額の100/100以内 (付帯事務費を含む)	負担
県営広域農業用水適正化管理対策事業 (県事業)	補助対象事業費から補助金を差引いた残りの全額	負担
ほ場整備事業 ○県営ほ場整備事業 (県事業) (1)地区内幹線農道 (2)地区外幹線農道 (3)市長が認める施設の移設又は改良 ○団体営ほ場整備事業 (認可を受けた補助事業) (1)ほ場整備 (2)市長が認める施設の移設又は改良	補助対象事業費から補助金を差引いた額の40/100以内 取付け施工分については受益者負担額の100/100 補助対象事業費から補助金を差引いた額の40/100以内 補助対象事業費から補助金を差引いた額の20/100以内 補助対象事業費から補助金を差引いた額の40/100以内	補助 補助 補助 補助
農道整備事業 (1)農道舗装及び農道改良事業 (2)新設、改良又は舗装 (2)新設、改良又は舗装	農道(市道振替)のみとし受益者負担額の100/100以内 (付帯事務費を含む) 工事に伴う事業費のみとし受益者負担額の50/100以内 (消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、委託費、 工事請負費、使用料及び賃借料、原材料費) 市単独事業については工事に伴う事業費とし50/100以内 (工事請負費)	補助 補助 補助
農業用施設整備事業 (1)頭首工及び用排水路の改良 及び整備 (2)ため池及び揚水機の改良 及び整備	市単独事業については工事に伴う事業費とし50/100以内 (工事請負費) 市単独事業については工事に伴う事業費として50/100以内 (工事請負費)	補助 補助
団体営土地改良事業 (認可を受けた補助事業) (1)団体営かん排事業 (2)団体営土地改良総合整備事業 (3)団体営土地改良施設整備事業 (4)その他の団体営事業	事業費の10/100以内	補助

別表 No.1

補助対象事業

事業名	負担金	備考
団体営土地改良事業 (認可を受けた補助事業) (1) 県単農村整備事業 (2) その他の県単事業	事業費の10/100以内	補助
県単及び団体営調査設計事業 (認可を受けた補助事業) (1) 県営土地改良総合整備事業 (2) 団体営かん排事業 (3) その他市長が認める調査設計事業	受益者負担の内、市長の認める額	補助
土地改良施設管理事業 (認可を受けた補助事業) (1) 国営造成施設管理補助事業 (2) 土地改良施設維持管理適正化事業 (3) 国営造成施設管理体制整備促進事業 (4) 国営造成水利施設保全対策事業	市長の認める額(平成4年度から) 事業費の10/100以内 市長の認める額 事業費の8/100以内(平成18年度から)	補助 補助 補助 補助
農地有効利用支援整備事業 (認可を受けた補助事業) (1) 農地有効利用支援整備事業実施要領 (平成21年5月29日付け21農振第473号) で認められた事業	地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源とする 事業費の28/100以内(平成21年度から)	補助
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 (認可を受けた補助事業) (1) 調査設計事業	市長の認める額	補助

別表 No.2

補助対象事業

事業名	負担金	
(1) 農道災害 (2) 水路災害 (3) 農用地災害 (4) 頭首工及び用排水路 (5) ため池、その他 (6) 原材料交付	○緊急災害であり地元が復旧する場合の市補助率は 80/100以内 (工事請負費) ○同上 (工事請負費) ○緊急災害であり地元が復旧する場合の市補助率は 50/100以内 (工事請負費) ○緊急災害であり地元が復旧する場合の市補助率は 80/100以内 (工事請負費) ○同上(工事請負費) ○緊急処置必要と認めた場合については原材料を交付する。 補助率は100/100	

○ 上記補助金交付は原則として市長が認めた災害である。

○ 上記補助交付は原則として機械使用料であり、人足等当然地元対応と思料される経費は、補助対象経費から除外する。

○ 補助金交付について疑義が生じた場合は市長の認めるものとする。

○ 国・県補助事業の対象となる事業は、国・県の交付要綱等で認められた経費を補助対象経費とする。

○ 表中「認可を受けた補助事業」とは、国・県補助事業の対象となった事業をいう。